

鳥取県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

岩美町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

辻西川地区（Ⅰ－138）、小羽尾C地区（Ⅲ－4115）、小羽尾D地区（Ⅲ－4116）、岩本H地区（Ⅲ－4134）、浦富M地区（Ⅲ－4138）、新井D地区（Ⅲ－4139）、浦富N地区（Ⅲ－4140）、浦富O地区（Ⅲ－4141）、牧谷E地区（Ⅲ－4142）、岩本J地区（Ⅲ－4146）、新井E地区（Ⅲ－4149）、太田D地区（Ⅲ－4150）、恩志D地区（Ⅲ－4153）、恩志G地区（Ⅲ－4156）、高山C地区（Ⅲ－4157）、恩志I地区（Ⅲ－4159）、宇治地区（Ⅲ－4160）、宇治B地区（Ⅲ－4161）、宇治C地区（Ⅲ－4162）、岩井D地区（Ⅲ－4165）、岩井F地区（Ⅲ－4168）、岩井G地区（Ⅲ－4169）、真名地区（Ⅲ－4170）、白地地区（Ⅲ－4172）、真名C地区（Ⅲ－4173）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

岩美町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(3) 土砂災害警戒区域の名称

長谷地区（1）、平野地区（5）、塩谷地区（81）、洗井地区（102）、洗井地区（104）、洗井地区（106）、釜戸地区（108）、釜戸2地区（117）、唐川地区（125）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）